第4 議会と住民及び長との関係に関する調

1 住民の直接請求 (法第74条・第86条)(表71)

法第74条に基づき、条例の制定・改廃請求があったのは、6町村であり、件数は7件である。そのうち本会議において、請求代表者の意見陳述を行ったのは、5件であり、陳述人は6人である。

また、法第86条に基づく主要公務員の解職請求の該当はなかった。

表71 議会と住民との関係(住民の直接請求)

(単位:件)

直接請求の種類	該当町村数	件数	請求代表者の意見陳述(本会議)		
且按明水の性料			有		無
条例の制定・改廃請求 (法74)	6	7	5		2
			陳述人延人数(人)		
			総計	該当平均	
			6	1.2	
主要公務員の解職請求 (法86)	0	0			

2 議会と長との関係(法第98条、第100条、第176~178条)(表72) 法第98条第1項に基づき、議会が検閲・検査を行ったのは3町村、3件である。 法第98条第2項に基づき議会による監査請求を行ったのは、5町村、5件である。

法第 100 条に基づく議会の 100 条調査を実施したのは、10 町村、16 件である。 再議については、該当がなかった。

法第 178 条に基づき長の不信任議決を行ったのは、6 町村、8 件である。

表72 議会と長との関係(議会の権限)

対象事務·事件	該当町村数(団体)	件数(件)
検閲·検査 (法98)	3	3
監査請求 (法98)	5	5
100条調査 (法100)	10	16
再議 (法176、法177)	0	0
長に対する不信任議決 (法178)	6	8